

県産材利用拡大行動計画

1 趣旨

本計画は、県産材利用の一層の推進を図るため、「福井県の木材利用促進のに関する基本方針」を踏まえ、県産材の利用拡大に係る具体的な取組み方針や木材の利用目標等を設定することにより、県自らが率先して県産材の利用拡大を図ることを目的として定めるものである。

2 取組方針

県では以下の方針に基づき木材利用の拡大に取り組むものとする。

① 公共建築物の木造化

県が実施する公共施設等の新築、改築等に当たっては、法令等の規定により木造化できないものを除き原則木造化とする。

(下記ア～ウは木造化できない主な建築物)

ア 防火上の規制(防火地域等)が設けられている地域での建築

イ 延べ面積3,000m²以上の建築物

ウ 4階建て以上の建築物

木造化すべき建築物であっても、他工法と比較して大幅に経費や工期が増加する場合や保安上の理由から木造が困難な場合などはこの限りでないが、このような場合でも、木造と他工法との混構造を検討するなどできる限り木材の利用に努める。

なお、木造化を進める基準の目安は下記のとおりとする。

| 区分 | 対象施設 | 木造可能条件 | 高さ条件(準耐火建築物の条件) | |
|----------|-----------------|--------|--|--------------------|
| | | | 高さ13m以下 かつ軒高9m以下 | 高さ13m超 または軒高9m超 |
| 教育施設 | 学校・体育館・図書館・美術館等 | 2階建以下 | 床面積2,000m ² 以上の建築物は準耐火建築物 | 準耐火建築物 |
| 庁舎施設 | 事務所・研修所・駐在所等 | 3階建以下 | — | 準耐火建築物 |
| 交流施設 | 店舗・展示場・物品販売所等 | 2階建以下 | 2階の床面積が500m ² 以上の建築物は準耐火建築物 | 準耐火建築物 |
| 住宅施設(共同) | 県営住宅・職員住宅等 | 2階建以下 | 2階部分の床面積が300m ² 以上の建築物は準耐火建築物 | 準耐火建築物 |
| 宿泊施設 | 宿泊研修施設等 | 2階建以下 | 2階の床面積が300m ² 以上の建築物は準耐火建築物 | 準耐火建築物 |
| 社会福祉施設 | 障害福祉施設、児童福祉施設等 | 1階建 | 各施設の法令の範囲内で可能な範囲で木造(準耐火構築物が基本) | — |

② 内装材・外構施設の木質化

県が実施する公共施設等の新築、改築等について木造化できない場合であっても、床や壁等の内装材等については、法令等の規定により制限がある場合や意匠上配慮すべき場合を除き原則木質化を図る。

ただし、他工法と比較して大幅に経費が増加する場合などはこの限りでないが、このような場合でも展示効果の高い場所に限定して使用するなどできる限り木質化に努める。

なお、改修する場合にあっても同様とする。

特に、パブリックスペース等については、訪れる県民への普及PRを行うため積極的に木質化を推進する。

さらに建築物以外の外構施設（休憩施設・デッキ・ベランダ等）の木質化については、劣化や安全性を考慮したうえで可能な限り利用する。

③ 公共土木工事における利用拡大

県が実施する公共土木工事については、木材、特に間伐材の利用を積極的に進めるため、木材または木製品を用いた工種・工法の定着および拡大を図る。

特に、「福井県認定リサイクル製品」や県産品として紹介されている木製品については優先的に利用することとする。

また、特にPR効果の高い箇所において積極的な利用を図る。

④ 物品調達等における利用拡大

県が行う備品、消耗品等の調達に当たっては「福井県グリーン購入推進方針」を踏まえ、環境への負荷の少ない間伐材等木製品の導入を積極的に進める。

⑤ 県産材利用の推進

県が実施する公共施設および公共工事において使用する木材は、その供給が困難な場合や相当な理由により県産材の使用が適当でない場合などを除き原則として県産材とする。

なお、県産材とは県内の山林で生産され、県内の製材工場で加工された材とする。ただし、合板・集成材等の県内で加工ができない製品については、県内産の木材を他県で加工した木材・木製品も県産材として取り扱う。

また、やむを得ず他県産材や外材を使用する場合は、産地（原産国）や調達先が明らかな木材を使用するものとする。

⑥ JAS製品の利用推進

県が実施する公共建築物の整備等に利用する材料については、積極的にJAS製品もしくは品質・性能等がJAS相当品として認められる物を原則利用するものとする。また、製品の供給側に関しても、県の需要に合うJAS製品の提供に努めることとする。

3 計画期間

本計画の計画期間は平成24年度から平成26年度までの3年間とする。

なお、平成27年度以降については、平成26年度までの成果を検証したうえで、本計画の見直しを行う。

4 木材利用拡大の目標

(1) 利用量の目標

木材・間伐材の利用量は、3,500m³/年を目標とする。

(2) 具体的な取組目標

① 公共施設整備の目標

| 項目 | 目標 | 備考 |
|---------------|--|----|
| ○ 公共施設等の木造化 | ○ 法令等の規定により制限がある場合を除き、木造化を原則とする。 *目標値 木造化を図る建築物の単位面積当たりの木材使用量 0.26m ³ /m ² | |
| ○ 公共施設等の内装木質化 | ○ 木質化が可能な床や壁等の内装材等については、法令等の規定により制限がある場合を除き、延べ床面積（改修する場合等はそれに係る部分）の3割以上に相当する面積について木質化を図る。 ○ 特に、床から高さ1.2m以内の腰壁については、木質化を推進する。 ○ ホール、ロビー、廊下など一般県民の目に触れる機会の多い箇所については重点的に木質化を推進する。 *目標値 延べ床面積に対する割合 3割 | |
| 取組部局等 | 総務部財産・事務管理課、大学・私学振興課 安全環境部・健康福祉部・農林水産部・土木部の施設整備各課 産業労働部公営企業経営課 教育庁学校教育振興課、文化課 警察本部会計課 | |

② 公共工事における目標

| 工事の種類 | 間伐材利用工種 | 目標 | 備考 |
|---|---|-----------------------|----|
| ○道路施設 ○河川施設 ○砂防施設 ○公園施設 ○港湾、空港施設 *目標値 事業費 1 億円 当たりの木材 使用量 1. 5 m ³ | ○支柱（植栽用） ○工事用看板 | 100%導入 | |
| | ○階段工 ○丸太伏工（砂） ○丸太残存型枠（砂） ○木製ガードレール ○防護柵 ○柵工 ○駒止 ○視線誘導標 ○木製縁石 ○植栽柵ブロック ○多自然型護岸工（河）（砂） ○管理棟（公） ○ベンチ（公） ○門扉工（公） ○サイン施設工（公） ○木系園路工（公） ○木道工（公） ○木橋（公） | 利用推進箇所(注)においては 100%導入 | |
| | ○丸太法枠（道）（砂） | モデル的に実施 | |
| ○農村整備施設 *目標値 事業費 1 億円 当たりの木材 使用量 1. 5 m ³ | ○柵工 ○支柱（植栽用） ○工事用看板 | 100%導入 | |
| | ○階段工 ○木製ガードレール ○防護柵 ○親水施設 ○側溝蓋 ○木製花壇 ○丸太解説板 ○管理棟 ○建屋 | 利用推進箇所においては 100%導入 | |
| ○治山施設 ○林道施設 *目標値 （治山施設） 事業費 1 億円当 たりの木材使用 量 3 0 m ³ （林道施設） 1 0 0 m 当 たりの木 材使用量 6 m ³ | ○柵工 ○筋工 ○支柱（植栽用） ○工事用看板 ○丸太伏工 ○丸太残存型枠（治） ○視線誘導標（林） ○階段工 ○間詰工 ○丸太緩衝材 ○防護柵 ○護岸工 ○木製ガードレール | 100%導入 | |
| | | 利用推進箇所においては 100%導入 | |

| | | | |
|--|---|--------------------|--|
| ○水産・漁港施設 *目標値 事業費 1 億円当りの木材使用量 1. 5 m ³ (海上工事は除く) | ○工事用看板 | 100%導入 | |
| | ○ベンチ ○防護柵 | 利用推進箇所においては 100%導入 | |
| | ○建屋 ○漁礁 | モデル的に実施 | |
| 取組部局等 | 農林水産部・土木部の施設整備各課 自然環境課 産業労働部公営企業経営課 | | |

注) 利用推進箇所とは、以下の箇所をいい、具体的には事業ごとに定める。

- ・ 景観に配慮する必要がある箇所
- ・ 高強度を要さない箇所
- ・ 環境に配慮する必要がある箇所

表中に記載した工種以外であっても積極的に採用する。

③ 木材を利用した備品・消耗品等の導入

| 区 分 | 目 標 | 備 考 |
|----------------------|--|----------------|
| ○事務机、会議机 ○備品等 | ○事務机については可能な限り木製化を進める。 来客者の多い部屋等の会議机についても木製化するよう努める。 ○一般県民の目に触れる機会の多いホール、ロビー等のテーブル、イス等については木製品を積極的に導入する。 ○福井県グリーン購入推進方針に基づく調達計画を踏まえ、可能な限り木製品を購入するよう努める。 | ○新設、更新時に合わせて実施 |
| 取組部局等 | 各部局等 | |

5 フォローアップ

本行動計画に基づく取組みの成果について、各年度ごとに速やかに検証し、必要に応じて目標等の見直しを行う。

また、「木材・間伐材推進専門部会」において、取組みの成果について検討し、「県産品活用推進会議」に報告するものとする。